

# 会 議 録

会議の名称	第 1 回那珂川市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和 5 年 7 月 27 日 (木) 19:00~20:20	開催場所	本庁舎 2 階第 1 会議室
出席者	1. 委員 上野委員、田中委員、野尻委員、三角委員、榊委員、岡藤委員、小塚委員、仲吉委員、 2. 執行機関 (事務局) 川口部長、藤島課長、松原係長、田中係長、池永、青木 3. その他 なし		
配布資料	・資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、資料 6、参考資料		
議題及び審議の内容		記録者：青木	
1. 会長あいさつ  2. 事務局自己紹介  3. 報告事項 (1) 令和 5 年度那珂川市国民健康保険事業特別会計予算について <b>【質疑】</b> 委 員：歳入において、過去 2 回の税率改定で保険税が増額となり、赤字補填がかなり減額された。それについては効果があったのだろうと思う。しかし、歳出の国民健康保険事業費納付金についてはあまり減額されていないが、何か影響があったのか。  <b>事務局</b> ：一概にこの部分があるということは難しいが、内訳を見ると一般被保険者医療給付費分は減額されたが、高齢化社会に伴う一般被保険者後期高齢者支援金等分の増額により医療費分が相殺され、減額分が減少したのではないかと考えている。  委 員：後期高齢者の影響で医療費が増額となることは理解している。今後は、保険衛生費、いわゆる健診等に力をいれていかなければならない。赤字補填が減額されても納付金が増額となれば、最終的には、料金の値上げはなんだったのだろう、という形になるので、分析してほしい。  <b>事務局</b> ：皆様の公平な負担というところを目指して、医療費についても、できる限り分析を続けていきたいと思う。			

(2) 国民健康保険事業の実施状況に係る実績・目標値について

【質疑】

委員：特定健診の受診率について、国の指標は70パーセントではなかったか。その数値を踏まえて40.40パーセントを目標としていると理解してよいか。

事務局：国の指標は60パーセントである。目標値については、直近の実績を踏まえてこの数値としている。

委員：重複服薬・多剤投与の適正服薬については、レセプトを確認して対象者を抽出しているのか。

事務局：レセプトを確認し、精査した後通知している。

委員：レセプト点検による財政効果率について、パーセンテージの実績では分かりにくいので、金額で示してほしい。

事務局：次回以降の回答を検討する。

委員：歯科健診受診率については、過去の実績値より達成できる数値を検討した方がよいのではないか。

事務局：令和5年度より集団健診から個別健診へと変更し、筑紫地区の状況を鑑みたく所で目標値としている。今後、市民の方に周知等を行いながら、歯科健診の受診率を上げていくということで考えている。

委員：歯科健診が生活習慣病の予防となっていることを周知してほしい。

事務局：歯科健診の実施を周知するだけでなく、歯の健康が与える全身の健康との関連性も合わせながら市民の方に周知することで、健診の受診率につなげたい。

委員：近隣自治体の受診率が、5パーセントから10パーセントになっていることから、それに向けて推進しなくてはいけないものだと考えている。最近歯科健診を節目健診で受診される方も増加し、高齢者の件数も増えているので、この目標値で進めていただきたい。

事務局：啓発には、歯科医師会それから歯科医院の御協力があって、周知できると考えているので、今後とも御協力願いたい。

委員：ジェネリック医薬品の普及促進については、薬局でも、積極的に働きかけをしているところ。ただ昨今、ジェネリック医薬品の大幅な減産がなされており、後発医薬品がなかなか買えない地域もある。そういう点を加味しての目標値でよいか。

**事務局**：過去5年の状況および最近の状況を踏まえてこの目標値としている。ただし、外発的な理由で事情が変わったときには、原因を精査したうえで数値を設定していきたい。

委員：令和3年度から4年かけて僅かに落ち込んでいるので、恐らく、目標値の幅で収まるだろうと考えるが、今の状況があと2年ぐらいは続くだろうと言われている。

**事務局**：参考にさせていただく。

(3) 標準保険料率の推移と近隣市の令和5年度国民健康保険税の状況について

**【質疑】**

委員：春日市の税率は標準保険料率と同額、大野城市については、標準保険料率より上回っていると認識しているが間違いはないか。

**事務局**：間違いはない。

(4) 産前産後保険料免除制度について

**【質疑】**

なし

4. その他

令和5年度 協議会スケジュール・協議内容について

**【質疑】**

委員：第2回目の協議会において、標準保険料率の仮算定の数字で試算が示され、第3回目の協議会において標準保険料率の確定値で審議されるのであれば、第2回目の開催日程は遅らせた方がよいのではないか。

**事務局**：令和6年第1回定例会において条例の改正を提出するにあたり、標準保険料率の決定が令和6年の1月初旬に示されることから、効率よく皆さんに審議いただくには、第2回目の協議会において仮算定の数字で試算をさせていただき、方向性を確認したい。

委員：仮算定の数値で諮問する意味はない。第2回目の協議会はカットしてほしい。

委員：過去2年間の数値からおおよその数値は検討できることから、仮算定の数値で協議することは可能だと考える。逆に、今提示されているスケジュールの方がタイトではないと考える。日程を遅らせ、毎週開催をしたとしても、すぐに数字はでないのではないかと考える。

**事務局**：第2回目の試算で、所得の階層や世帯の人数等、どの程度の税率になるかときちんと提示させていただく。よって、第2回目は、市長より協議会に諮問させていただくということで理解いただきたい。

委員：具体的な数字が出ないと諮問する意味がないのではないかと。

委員：第2回目である程度の数字は出るということでよいか。それであれば十分審議する意味はあると考える。

**事務局**：11月の下旬に県の方から標準保険料率の仮算定の数値が示されるため、それを基に試算させていただいて、その内容から諮問させていただきたい。第3回目では標準保険料率に基づく税率改定の審議をいただき、最終的に第4回目で答申をいただきたいと思いますと考えている。

委員：平成30年度から令和7年度までの被保険者数、繰入金、医療費、県への納付金の実績と推移を出してほしい。

**事務局**：令和4年度分までは決算額となる。また今後、標準保険料率に合わせた税率の改定を行うことから、令和6年度以降の繰入金はなくなる見込みである。第2回目に平成30年度から令和4年度までの決算額と、令和7年度までの推計を提示させていただく。